

災害対応力強化に向けた地元企業製配電盤類採用工事試行要領

に関するQ&A

Q 1) 配電盤類とは何か。

A 1 キュービクル式配電盤、分電盤、制御盤等をいう。

Q 2) 地元企業製配電盤類とは何か。

A 2 岡山県配電盤工業協同組合（以下「組合」という。）の組合員が製造する配電盤類をいう。

Q 3) 災害対応力強化に向けた地元企業製配電盤類採用工事（以下「地元企業製配電盤類採用工事」という。）とは何か。

A 3 岡山市が発注する工事のうち、組合員製配電盤類を採用する工事をいう。

Q 4) 組合員とはどこの会社か。

A 4 岡山県配電盤工業協同組合に加入する組合員をいう。配電盤類採用時には、製造メーカーが組合員であるか直接確認すること。

Q 5) 地元企業製配電盤類採用工事の対象範囲とは何か。

A 5 地元企業製配電盤類採用工事の対象範囲とは、岡山市が発注する工事のうち、配電盤類の新設及び更新を含む工事を対象とする。ただし、設計金額が400万円以下の工事を除く。

Q 6) どのようにしたら対象となるのか。

A 6 受注者は、工事着手前までに、「別添1」のとおり、地元企業製配電盤類を採用する旨を、工事打合簿で発注者へ報告すると対象となる。なお、希望しない場合でも、その旨の報告は必要なので注意すること。

Q 7) 提出書類は何か必要か。

A 7 地元企業製配電盤類を採用すると報告した受注者は、工事完成通知書までに、工事で採用した配電盤類が地元企業製配電盤類であると証明できる書類（材料納品伝票、出荷証明書、またはその他証明できる書類）を工事打合簿で発注者へ提出すること。

Q 8) 工事成績評定における加点対象とは何か。

A 8 発注者は、提出された書類により、受注者の採用した配電盤類が地元企業製配電盤類であると確認できた場合は、工事成績評定で加点対象とする。なお、複数の配電盤類を設置する工事については、その一部が地元企業製配電盤類であるときも加点対象とする。

Q 9) 加点対象になればどうなるか。

A 9 加点対象に該当した場合は、下記のとおりとする。

土木：「考査項目別運用表」中、「5. 創意工夫」「I. 創意工夫」における「32 その他」・「33 その他」の項目に「地元企業製配電盤類採用」を記載することとし、2点加点する。

建築：「考査項目別運用表（公共建築工事）」中、「5. 創意工夫」「【施工関係】」における「20 その他」及び、「【品質関係】」における「26 その他」の項目に「地元企業製配電盤類採用」を記載することとし、2点加点する。

別添1

工 事 打 合 簿

発 議 者	☐ 発注者 ☒ 受注者	発議年月日	年 月 日	
発 議 事 項	☐ 指示 ☐ 協議 ☐ 通知 ☐ 承諾 ☐ 提出 ☒ 報告 ☐ その他 ()			
工 事 名				
(内 容) ----- 地元企業製配電盤類の採用について ----- (地元企業製配電盤類を採用する場合) ----- 本件工事について、地元企業製配電盤類を採用します。 ----- (地元企業製配電盤類を採用しない場合) ----- 本件工事について、(…理由…)のため、地元企業製配電盤類を採用しません。 ----- ----- ----- ----- 添付図 葉，その他添付図書				
処 理 ・ 回 答	処理・回答者	☐ 発注者 ☐ 受注者	処理・回答年月日	年 月 日
	上記について ☐ 承諾 ☐ 受理 します。 ☐ その他 ()			

総括監督員	主任監督員	工事監督員	現場代理人	主 任 (監理)技術者

(氏名を署名又は押印)

土木工事成績評定の場合

考查項目別運用表

※1. 得て証述すべき重要事実を証言証述する。なお、該当が認められず証言証述の必要を認証する。
※2. 証言証述において1つ以上の得て証述すべき、2点で得て証述し、証言証述の証言証述する。
※3. 証言証述と証言を認証して証述する。1個目1点の証言証述が、内容によって以下の点検を認証する。
※4. 上の証言証述の他に証言証述する証言証述の証言証述が、その他に得て証述の証言証述して証述する。なお、証言証述が証言証述する「証言証述」は証言証述の証言証述。
※5. 上記2点で証言証述する。また、今までの証言証述が得て証述される証言証述の証言証述に証言証述して証言証述する。証言証述の証言証述が得て証言証述する証言証述の証言証述する。

公共建築工事成績評定の場合

考查項目別運用表(公共建築工事)

考査項目	注 別	工 次 小 項
5. 作業工人	【準備・片付け関係】 該当する欄ごとの項目に「1」を入力し、該当しない場合は、空欄とする。 なお、下欄の黄色枠内に「1」を記入し、該当しない場合は、空欄とする。 作業・位置出しに工夫」等の具体的な内容を記入しない場合は黄色枠内は空欄とする。	18 その他 以下の黄色の枠内に記入し訂正を行う （備考）黄色の枠内内容（※黄色背景に「1」を入力すると同時に、下欄の黄色枠内に内容（5文字以上）を記入しない場合は自動計算されない。
	【施工関係】	13 掘削、足場、山崩れ等の地盤改良等の工人。 14 仮土留め及び吊り橋上等の工事。 15 シェパード工等の採用による工期短縮等の工事。 16 仮設施工等の工事。 17 前線掘削、道路等に対する教育、交通対策等の工人。 18 岸壁への設置による水害対策、施工方法等の工事。 19 作業の安全対策上のための施工に必要の工事。 20 その他 以下の黄色の枠内に記入し訂正を行う 地元の企業製図・印刷関係
	【設備関係】	21 集約ソフトウェアの導入と工事。 22 解体工事の機械運送の工事。 23 建築材料、機材の搬送・搬移に関する工事。 24 施工の計画・統制に関する工事。 （備考）黄色の枠内内容（※黄色背景に「1」を入力すると同時に、下欄の黄色枠内に内容（5文字以上）を記入しない場合は自動計算されない。 地元の企業製図・印刷関係
	【安全衛生関係】	27 安全設備等の工事。（落下防止、防落・防塵、決壊防止、石破、立入禁止帯、手摺り、足場等） 28 安全衛生施設、技術向上施設等の工事。（トレーニング、安全パトロール等に関する工事） 29 労働環境改善、健康増進等の施設等の工事。 30 労働環境改善、健康増進等の施設等の工事。 31 労働環境改善、健康増進等の施設等の工事。 32 労働環境改善、健康増進等の施設等の工事。 （備考）黄色の枠内内容（※黄色背景に「1」を入力すると同時に、下欄の黄色枠内に内容（5文字以上）を記入しない場合は自動計算されない。

考 査 項 目 別 運 用 表（公共建築工事）

考 査 項 目	種 別	上 表 記 載
	【施工管理関係】	36 出来形の管理に努める工夫。 37 施工・出来形は専任の技術員に努める工夫。 38 出来形・品質に努める技術員等の工夫及び集約の工夫。 39 CAD、施工管理ソフト等の活用。 （必要）具体的な評価内容 ※該当項目に「1」を入力すると同時に、下記の賞状欄に内容（5文字以上）を記入しないと評価は自動計算されない。 40 施工合理化技術（※6）を適用した施工管理の工夫。 41 その他 ※下の賞状欄に記入し補足を加える。
	【その他】	42 N E T I S登録技術のうち評価対象となる技術で、公開されている施工合理化結果に於ける活用効果調査結果の総合評価値の半増（AまたはB）の技術を活用して施工した。 43 N E T I S登録技術のうち「有用とされる技術」を活用して施工した。 ※Nn.4.3所引は2点の加点とする ※ここで「有用とされる技術」とは地盤技術、基礎技術、新基礎技術、活用促進技術、活用促進技術（旧）、設計比較対象技術、少数実務員技術等という。 ※新技術の活用に関する上記2項目での加点は、最大2点とする。 44 その他 ※下の賞状欄に記入し補足を加える。 45 その他 ※下の賞状欄に記入し補足を加える。 （必要）具体的な評価内容 ※該当項目に「1」を入力すると同時に、下記の賞状欄に内容（5文字以上）を記入しないと評価は自動計算されない。
	【評価項目】 【Vマークを付した 上記の項目について、 評価内容と評価結果 を記入する。】	得点 2 点 20.26地元企業製・産物類採用

- ※1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。
- ※2. 該当する数と重みを勘案して評価する。1項目1点を目安とするが、項目により2点で評価し、最大7点の加点評価とする。
- ※3. 上記の審査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的な内容を記載して加点する。なお、最終審査員が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。
- ※4. 入札時の総合評価の採算に依る項目は評価しない。
- ※5. 評価した評価対象項目について、評価内容及び効果のあった内容を詳細評価内容欄に記載すること。
- ※6. 施工合理化技術（プレハブ化、ユニット化、自動化施工（ICT施工、ロボット活用等）、BIM、ASP等を活用したもので施工の合理化に資するものに限る。）を採用した場合。
- ※7. 審査項目「創意工夫」の「環境配慮型技術」から「安全衛生技術」までの4つの別個ごとに、施工合理化技術を活用して効果があった場合に、その他の理由に具体的な内容を記載して加点する。さらに、当該技術がN E T I S登録技術である場合は【その他】新技術の項目に追加で加点できるものとする。
- ※8. 創意工夫で評価するものは、全てその導入方法や期待される効果等を施工計画書に記載したうえで実施し、目視見とどりの効果が確認できたもののみを評価する。